

福岡水素エネルギー戦略会議 平成 20 年度実証活動支援事業 公募要領

1. 実証活動支援事業の目的

「福岡水素戦略 (Hy-Life プロジェクト)」(平成 20 年 2 月 21 日決定)に基づく優れた実証活動を支援することにより、水素エネルギー社会を世界に先駆け実現するとともに、世界的な研究開発拠点を形成することを目的とします。

2. 公募対象、助成対象経費・補助率、採択条件等

公募対象 (事業名)	助成対象経費・補助率 ¹	採択条件
1. 水素ハイウェイの構築	水素ステーション 建設・運営費の 1/2 ^{2, 3}	〔採択条件〕 ・場所：北九州市内 ・型式：副生水素利用(パイプライン供給に限る。) ・事業期間：平成 20～22 年度(3 年間) ・採択件数：1 件程度 ・その他：平成 20 年度中の建設着工が確実なこと。 〔採択条件〕 ・場所：九州大学伊都キャンパス内 ・型式：水電解方式(再生可能エネルギー利用計画を有するものに限る。) ・事業期間：平成 20～22 年度(3 年間) ・採択件数：1 件程度 ・その他：平成 20 年度中の建設着工が確実なこと。
2. 水素タウンの整備	家庭用燃料電池 設置工事費の一部 (40 万円/台) ⁴	〔場所〕 福岡県内 〔規模〕 100 台以上/区域 〔事業期間〕 平成 20 年度(1 年間) 〔採択件数〕 1 件程度
3. その他	事業費の 1/2 ²	〔場所〕 福岡県内 〔要件〕 「福岡水素戦略 (Hy-Life プロジェクト)」の趣旨に基づく事業であること。 〔事業期間〕 最長 3 年間(平成 20～22 年度)

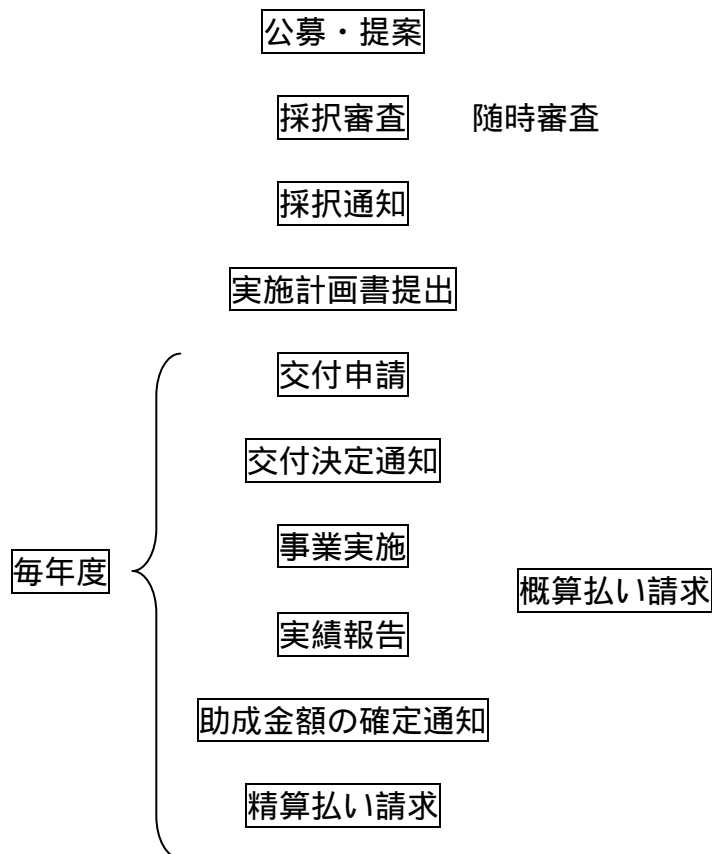
1： 助成額は「上限 1 億円」かつ「予算の範囲内」で決定する。

2： 助成対象経費(建設・運営費, 事業費)は、「機械装置等経費」「構築物等経費」「原材料等経費」「共同研究費」「その他経費(～以外で会長が認めた経費)」の合計額とする。(経費の区分は、4 頁「別表」に示すとおり。)

3： 助成対象経費(建設・運営費)の 1/2 を超えない範囲で、現物提供分を金額換算し「その他経費」に算入することを認める。(詳細については事務局と調整)

4： 広報・啓発活動費など会長が特に認めた経費については、別途助成対象とする。
(補助率：1/2)

3. 事業の流れ



4. 応募資格

福岡水素エネルギー戦略会議の会員であること。

提案代表者は、「産」であること。

「産」：日本国内に事業所を有し、1年以上事業を継続している企業。

5. 提案書受付期間

平成20年2月21日（木）から平成20年12月26日（金）午後3時必着

6. 提案書様式

様式「福岡水素エネルギー戦略会議 平成20年度実証活動 実施提案書」

7. 提案書の提出方法

提案者は、「福岡水素エネルギー戦略会議 平成20年度実証活動 実施提案書」を3部(正本1部、副本2部)、「提案書のデータを入力したCD-R」1枚を、持参又は郵送により提出ください。

提案書は採択審査以外の目的に使用せず、応募内容に関する秘密は厳守いたします。提案書は返却いたしません。

提出された提案書等について、ヒアリングを行う場合があります。

8．採択審査

提案されたテーマの中から、本事業の目的・目標、実証活動の完遂能力等を総合的に判断し内定者を決定します。(随時審査)

9．助成金の支払

助成金の支払いは、概算払い及び精算払いを併用するものとします。

なお、概算払いとは、原則として、年度途中に行う、支払い済み及び支払いが確定している経費に係わる助成金の支払いをいいます。

10．成果の帰属

助成事業によって得られた産業財産権等の成果は、原則として、助成を受けた企業等に帰属します。

11．その他

- (1) 助成対象は、原則として、採択通知日以降に発生した経費とします。
- (2) 助成金の交付決定は単年度毎に行います。
- (3) 複数年度にわたる事業については、前年度の事業実績の評価を行い、その結果に基づき助成額を決定します。
評価結果によっては、助成金が交付されない場合や、助成額が減額される場合があります。
- (4) 本事業は地方自治体からの負担金により実施されているため、地方自治体の予算成立後、助成内容等に変更が生じる場合もあります。

12．問い合わせ及び応募書類の提出先

福岡水素エネルギー戦略会議事務局(福岡県商工部新産業・技術振興課内)

担当：丸林，藤(とう)，秋田

〒812-8577 福岡市博多区東公園7 - 7

TEL 092-643-3448 , FAX 092-643-3436

E-mail info@f-suiso.jp

URL <http://www.f-suiso.jp>

別表（経費の区分）

1 . 機械装置費	1 件が 1 0 万円以上の機械装置又は工具器具の購入、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費。 (但し、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)
2 . 構築物等経費	構築物の建造、修繕、据付、撤去に要する経費
3 . 原材料等経費	原材料及び消耗品等の購入に要する経費のほか、1 0 万円未満の消耗機器の購入に要する経費。
4 . 共同研究費	共同研究に要する経費。
5 . その他経費	1 ~ 4 以外で会長が認めた経費。 (但し、茶菓子代や飲食費、交際接待費は除く。)